

京都市告示第 71 号

介護保険法（以下「法」という。）第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者から，法第 115 条の 23 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の所在地の変更について，次のとおり届出がありました。

平成 20 年 4 月 14 日

京都市長 門川 大作

事業所名称（介護保険事業所番号）	届出者	変更内容		変更年月日
京都市下京・中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（2600400028）	医療法人財団康生会	変更前	下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町608 日本生命京都三哲ビル3F	平成19年8月24日
		変更後	下京区木津屋橋通油小路東入南町509-4	
京都市原谷地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（2600100016）	社会福祉法人七野会	変更前	北区大北山長谷町5-36	平成19年10月1日
		変更後	北区平野八丁柳町66-3	

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）